

平成 30 年 12 月

江南市議会総務委員会会議録

12月11日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

平成30年12月11日〔火曜日〕午前9時28分開議

本日の会議に付した案件

議案第74号 江南市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

議案第75号 江南市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

議案第80号 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道枝線管きよ布設工事
(中部処理分区) 請負契約の変更について

議案第81号 平成30年度江南市一般会計補正予算(第7号)

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

企画部

会計管理者の補助組織

消防本部

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

請願第22号 「来年10月からの消費税10%増税の中止を求める意見書」採択
を求める請願

行政視察報告書について

出席委員(8名)

委員長 幅 章 郎 君 副委員長 東 猴 史 紘 君

委員 東 義 喜 君 委員 古 田 みちよ 君

委員 牧 野 圭 佑 君 委員 伊 神 克 寿 君

委員 山 登 志 浩 君 委員 藤 岡 和 俊 君

欠席委員(0名)

委員外議員(2名)

議員 掛 布 まち子 君 議員 伊 藤 吉 弘 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	松本朋彦君	議事課長	石黒稔通君
主査	梶浦太志君	主任	前田裕地君
主事	岩田智史君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
企画部長	片野富男君
総務部長	村井篤君
消防長	長谷川久昇君
地方創生推進課長	坪内俊宣君
地方創生推進課副主幹	稲波克純君
秘書政策課長	茶原健二君
秘書政策課主幹	河田正広君
秘書政策課副主幹	間宮徹君
秘書政策課副主幹	田中元規君
秘書政策課主査	八橋直純君
市民サービス課長	貝瀬隆志君
市民サービス課主幹	前田茂貴君
行政経営課長	安達則行君
行政経営課副主幹	山内進治君
行政経営課主査	山口尚宏君
行政経営課主査	大脇宏祐君
税務課長	本多弘樹君

税務課主幹	須 賀 博 昭 君
税務課主査	高 田 昌 治 君
収納課長	村 田 いづみ 君
収納課主幹	金 川 英 樹 君
収納課主査	岡 地 孝 浩 君
総務課長	高 田 昌 和 君
総務課主幹	浅 野 武 道 君
総務課副主幹	三 輪 崇 志 君
総務課主査	中 山 享 哉 君
総務課主査	小 島 宏 征 君
会計管理者兼会計課長	中 村 信 子 君
監査委員事務局長	小 林 悟 司 君
消防総務課長	斉 木 寿 男 君
消防総務課主幹	杉 本 恭 伸 君
消防総務課副主幹	日下部 匡 彦 君
消防予防課長	高 島 勝 則 君
消防予防課副主幹	山 本 育 男 君
消防署長	谷 宣 夫 君
消防署東分署長	森 山 和 人 君
消防署主幹	上 田 修 司 君
消防署主幹	上 村 和 義 君
消防署主幹	黒 谷 高 夫 君
消防署副主幹	坪 内 誠 君
消防署副主幹	兼 松 伸 次 君

消防署副主幹	水	野	信	貴	君
消防署副主幹	栢	本	忠	幸	君
消防署副主幹	大	谷	充	広	君
消防署副主幹	村	上	祥	一	君
消防署副主幹	雉	野	広	治	君
消防署副主幹	柴	山	浩	一	君
消防署副主幹	高	木	直	樹	君

陳述出席者（3名）

請願第22号 千 田 憲 三 君、後 藤 博 君
兼 松 勇 次 君

○委員長 おはようございます。

多少定刻より早いですけれども、おそろいですので始めさせていただきます。

ただいまから総務委員会を開会いたします。本日は一日、またよろしくお願いをいたします。

それでは、御当局から御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る11月29日に12月定例会が開会されて以来、連日終始、慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 本日の委員会の日程でございますけれども、付託されております議案第74号 江南市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを初め4議案と、請願第22号 「来年10月からの消費税10%増税の中止を求める意見書」採択を求める請願の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたしますのでお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭をお願いをし、挙手の上、委員長の指名後に発言くださいますよう、議事運営に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

また、委員外議員の発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りをし

た上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、主幹、副主幹の皆様は、それぞれ担当の議案のときに出席をいただき、その間は退席していただいで結構でございます。

議案第74号 江南市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

○委員長　それでは最初に、議案第74号 江南市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○秘書政策課長　議案第74号について御説明申し上げますので、議案書の11ページをお願いいたします。

平成30年議案第74号 江南市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてでございます。

はねていただきまして、12ページから15ページには江南市職員の配偶者同行休業に関する条例案を、はねていただきまして16ページ、17ページには新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

○東委員　今回のこの条例の制定ということで、12ページに条例案がありまして、この趣旨のところ、もともと地方公務員法そのものの条文を一応引用するというのか、それに基づいてといいましょうか、今回、市の条例をつくるということになるわけですけど、これをつくる必要性がどうして生じたのかということだとか、例えばこれをつくることによって、何かこれの対象になる方が予測されるのかというようなことがあるのかとか、その辺がちょっとわかればですけどね。

○秘書政策課長　今回、配偶者同行休業の条例を制定するというようなこと

なのですが、この制度自体については平成25年度のときに地方公務員法の改正を行いまして、もともと地方公務員法のほうでは制度自体はあると。平成25年度に制度自体はあるといようなこととございます。

ただ、実施するに当たりましては条例制定が必要となってきます。今回、職員のほうから申し出があったといようなことや、愛知県下54市町村あるんですが、そのうち30団体がもう制定済みであるといようなことを鑑みまして、今回制定することになったといようなこととございます。

ただ、対象者といたしましては、今のところは把握のほうはしておりません。以上とございます。

○東委員　　そうすると、条例がないと細かいところが決めていないから、地方公務員法のほうはあるから、それで適用ということにはなかなかならないんですね。実際に例えば申請があったりすると、申請そのものがないか、逆に言えば、ないと。そういうことなんだね。はい、わかりました。

条文の中身を少しよろしいですかね。

例えば、第2条ですか。休業の承認ですけど、申請した場合の公務の運営に支障がないと認めるときは承認することができるといような文案になるわけですけど、公務の運営に支障がないときというのは、例えば具体的にはどういようなこととんですかね。

○秘書政策課長　　当然、各職場において、どうしてもそういうのが認められないといような場合もございませうこととから、一応こいような規定を置いておると。

○東委員　　もともと地方公務員法そのものの制度の趣旨からいくと、地方公務員法そのものの中にもそういうのが設けられておるんでしたっけね。基本的には公務に支障がない場合が必要だよといことが書いてあるわけだね、本文にも、本来なら。その場合に、それはたとえ申請したとしても、仕事上が回っていかないといようなこととでしょうかね。

○秘書政策課長　　まず1点目が、法律の上でも同じように公務の運営に支障がないと認めるときといようなことは記載されております。

○委員長　　よろしいですか。

○東委員　　はい。

- 牧野委員 14ページの第11条で、職務復帰後における号給の調整というのが書いてあります。例えば、3年間海外へ行っていた。そうすると、年齢で役職に応じて毎年4号給ずつ上がるといった場合に、その3年間の2号給ずつ上がったとして復職するということなんですか、この書いてある内容は。
- 秘書政策課長 号給の調整というようなことで、主幹以下の職員でありますと毎年定期昇給というふうなことで4号給上がっていきます。課長、部長については3号給なんですけど、この号給の調整について、2分の1以下の調整率で調整を図るといふようなことになってきます。
- 牧野委員 だから、今言ったように例えば4号給だったら2号給ずつ、3年間だから6号給上げて調整するということなんですね。
- 秘書政策課長 2分の1以下なものですから、2分の1に決めた場合はそのようになりますね。
- 牧野委員 それは、例えば2年間ぐらいで調整するということですか、これは。復帰した年と、その翌年でもまた調整するということが書いてあるんですか、この内容は。
- 秘書政策課長 復職したときに一気に上げるということのございます。
- 牧野委員 ちょっと関連して聞きたいんですけど、例えば災害対策で出向していると、3年間とか。また環境省へしていたと。これは海外じゃないよ。そういった場合の、これは関連質問ですから、号給の上げ方は今までどうやってやってきたか、ちょっと確認したいんですが。
- 秘書政策課長 それは多分派遣になるというふうに考えますので、通常どおり4号給なら4号給というところです。
- 牧野委員 なるほどね。休んでなくて派遣だから、通常どおりやっていたと。はい、わかりました。結構です。
- 委員長 ほかにございますか。
- 山委員 14ページの第10条ですが、該当する職員が海外へ行っている間の仕事の穴埋めというか、それをカバーしなければならないということで、任期つき採用か臨時的な任用かということですけども、第2号のほうの臨時的任用は理解するんですけど、第1号のような任期つきの職員ですか。採用

というのはやったことがないと思うんですけども、実際にこういう問題が起きたときはどちらを適用するんですか。2号のほうをやっぴり優先に考えるんですか。

○秘書政策課長 江南市の場合ですと、この1号については条例のほうを制定していないものですから、制度自体ないというようなことで2号を適用すると。地方公務員法の22条ですか、そちらのほうを適用するというふうに考えております。

○山委員 多分そういう答弁かなと思ったんですけど、いわゆる臨時職員とかいう形になると思うんですけども、実際、適用しないものをここに定めるというのはちょっといかがなものかなというふうにも思ったんですけども、どうですか、それは。

○秘書政策課長 こちらについては、今後どうなるのかわからないというような点もございますので、ある程度準則がありますので、それに基づいて作成したというようなところでございます。

○山委員 この海外へ行っている間は給料は当然出ないと思うんですけども、これを定めている条文というのは何条になるんですか。

○秘書政策課長 地方公務員法の第26条の6の第11項によりまして、給与を支給しないというようなことが決められております。

○山委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかによろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時41分 休 憩

午前9時41分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第74号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第75号 江南市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

○委員長 続いて、議案第75号 江南市長の退職手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○秘書政策課長 議案第75号につきまして御説明申し上げますので、議案書の18ページをお願いいたします。

平成30年議案第75号 江南市長の退職手当の特例に関する条例の制定についてでございます。

19ページには、江南市長の退職手当の特例に関する条例案を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○山委員 きのうも本会議の質疑がありましたけれども、私たち議員もそうですけど、特別職3役の報酬というのは、特別職報酬等審議会を2年に1回のペースで最近は開催をしているので、報酬額そのものについてどうかというのは審議してもらっているんですけど、こういう退職金だとか、あるいは地域手当だとか、私たちは地域手当はないですけど、そういったものを報酬等審議会に諮ったことはあるんですか、今まで。それはないんですか。あるいは、附帯意見でそういったものが答申で出されたとか。

○秘書政策課長 基本的には報酬、給料について審議するというようなものになってきます。

○山委員 そうだと思うんですけど、今回、市長の政治的な判断ということですけども、江南市の市長の、きのうの質疑もありましたけど、退職金の金額、1期4年の金額というのは愛知県内の市長、首長さんの中でどのぐら

いの水準にあるんですか。何番目とか、大体県内の首長さんの平均が幾らとか。

○秘書政策課長　　ちょっと平均のほうは出ていないんですが、近隣市でいきますと2,000万円を超えるようなところもありますし、超えないところもあるというような状況でございますので、職責を考えますと適正な金額なのかなというふうに考えております。

○委員長　　よろしいですか。

○伊神委員　　今の退職金の金額というのは、いつごろ決まった金額でずうっと継続しておるのかというのはわかりますか。

○秘書政策課長　　済みません。最初の段階はちょっとわかりませんが、改正につきましては平成11年4月1日から94万1,000円であったものが96万1,000円に変更のほうをしております。平成11年です。

○委員長　　ほかによろしいですか。

○牧野委員　　退職規定であると思うんですが、きのうの質問の中で1,729万円という算定のもう一回、根拠というのか基準をちょっと教えてください。

○秘書政策課長　　月額給料が96万1,000円に4年間掛けまして、さらに率として4.5を乗じますと1,729万8,000円ということになります。

○牧野委員　　わかりました。

この4.5の貢献倍率といいましょうか、そういったものの基準というのは何かどこかに準拠しているのか、大体これで来ているんですかね。

○秘書政策課長　　このあたりにつきましては、なかなか各市町まちまちというような状況で、特に基準というのはいないです。

○牧野委員　　今回の500万円減じるということは市長の発案で、議会としては私はいいと思えますけれども、江南市の市長の給料が高いとは私は決して思っておりませんので、これは1回こういうことがあるけれども、前例をひかないということで、市長の報酬につきましてもまた検討する必要があるなあということを補足して申し上げておきたいと思えます。以上です。

○委員長　　ほかにございませんでしょうか。

○東委員　　本会議でも出ましたんですけど、市長のほうからこういう申し出というのか考え方を示されたということでもありますけど、それで一つの出発

点というのが職員の皆さんの退職金の減額があったということですが、具体的に、ちょっとあんまり記憶が定かでないので申しわけないんですけど、実際何年から始まって、職員の方たちの減額の制度がですね。それであのときに、本会議では20%という言い方がありましたけど、平均として金額としてどれぐらいの職員の方たちが減額されたのかというのを、2点ほど確認したいんですけどね。

○秘書政策課長 減額につきましては、まず平成25年度からというようなことでございます。

金額につきましては、課長級の職員で勤続35年で定年退職した場合を想定いたしまして算出いたしますと約460万円の減額になるというようなところでございます。

○東委員 あのときは実際には460万円ぐらいというのは3年ぐらい、何年かを経過していったんでしたかね。それとも1回で終わったんでしたかね。ちょっとあんまり覚えてないでいかんですけど。

○秘書政策課長 何段階に分けて減額のほうをしております。

○東委員 一度ではなかったんですよね。ただ総額が460万円ぐらいになりますよと。

○秘書政策課長 率としては約20%、課長級で計算しますと460万円程度ということですのでございませう。

○委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時49分 休 憩

午前9時49分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第80号 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事（中部処理分区）請負契約の変更について

○委員長 続いて、議案第80号 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事（中部処理分区）請負契約の変更についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○総務課長 議案第80号につきまして御説明申し上げますので、議案書の35ページをお願いいたします。

平成30年議案第80号 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事（中部処理分区）請負契約の変更についてでございます。

はねていただきまして、36ページ、37ページに参考資料といたしまして仮変更契約書を、はねていただきまして、38ページ、39ページには特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく変更協定書を掲載させていただいております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員 本会議でも出ましたが、あんまり覚えてないので申しわけなかったんですけど、本舗装復旧工等と書いてあるんですけど、変更ということで金額を変更するんですけど、皆さんは契約のほうだけの担当なんですけど、具体的にこの変更内容というのがどういう内容かわかりますか。

○総務課長 具体的にと言われますと、設計変更の金額ということでよろしかったでしょうか、内容的に。

○東委員 内容がわかりますかですけど。

○総務課長 済みません。詳しい内容までは、申しわけありません。ちょっと把握しておりません。

○東委員　本会議で聞けばよかったんでしょうけど、私が聞けなかったのがいかなんですけど、契約変更はあることなんですけど、具体的な手続が行われたと思うんですけど。

なぜそれを聞きたかったかというのと、先ほど38、39ページに共同企業体の協定書があって、一応5つの業者が今回は1つの企業体を構成されてこの仕事をやっていただいておりますので、もうじき終わるわけですけどね。それでよくわからなかったのは、1から5工区で分かれてそれぞれ業者ごとの工事金額が書いてあるんですけど、そことの関係がどうなるのかなと思って、ちょっと変更内容がどういうものかということをお聞きしたかったんですけどね。

というのは、もともとのこの契約は平成29年の6月に契約を結んでおるわけでありまして、そのときの企業体の協定書と比較をしておったんですけど、そうすると例えば1工区から5工区まであるんですけど、全体の工事費の総額はこれで、今回の契約変更後の消費税を含めて約5億9,000万円になるわけでありまして、ただし工区別に見ると、第2工区は昭和土建さんですけど、ここが代表構成員ですけど、ここだけがいわゆるプラスになるんですね、工事金額が、前契約時点と見ますとね。ほかは皆マイナスになるんですけど、ほかの1、3、4、5工区は。どういう工事内容かなとお聞きしたかったのは、どういう分け方でその協定内容が変わるのかということを確認したかったので、それがわかりますかといってお聞きしたんですけどね。その辺のそういうことでお聞きしたかったんですけどね。その辺のところの事情がわかりますか。それも含めて。

○総務課長　1つの工区ごとに1つの企業が入って工事はしておりますが、設計につきましては全て合算した設計書が上がってきますので。

○東委員　ここにはね。

○総務課長　はい。こちらではちょっと、その工区ごとの詳しい内容まではちょっとわかりかねます。申しわけございません。

○東委員　本来、それぞれが5カ所に分かれて、大体工事内容は一緒だと思うんですね。基本的には下水工事ですから。

それで、昭和土建さんが代表構成員だから、なぜ復旧舗装工事のところか

変更だからと書いてある内容を聞きたかったのは、変更したこの復旧舗装工事をやるのが、例えば代表構成員だけがやる工事なのか。本来それぞれの工区ごとに請け負った業者がやる工事なのかというようなことがもしわかると、もしこの金額の、代表構成員だけが飛び抜けて1,400万円多いわけですよ。ほかは多いところで600万円とか減額だとか、150万円とか300万円とか減額されておるわけですけど、それでその工事内容がどういう工事内容なのかなと思って、先ほどの一番冒頭の復旧工の変更はどんなものでしょうかというてお聞きしたかったんですけど、ということなんですけどね。

○総務部長　きのうの議案質疑の中で変更の内容はどうかという質疑で、私が答弁させていただいた内容といたしまして、増額した要因といたしまして本舗装復旧工、それからそれに伴います交通管理費、地盤改良工、こちらが増額した要因だというふうで答弁をさせていただいております。また一方で、減額した要因ということで、管きょ工、それから取りつけ管の布設工、これらが減額した要因の主なものということで答弁をさせていただいた。

そういった中で増額もあり減額もありという中で、先ほど委員がおっしゃったような代表構成員だけが本舗装復旧工をやるとか、そうでなくてやっぱり工区ごとに受け持ったところで今申し上げたその増減が、たまたまプラスになったところはその増額要因があった。その他はマイナス要因のほうが多かったということで、そういった認識でおりますけれども、そののあと細かい金額がここでどうだという話は、ちょっとそこまでは把握しておりませんが、大まかな増減、減額の要因ということでは今申し上げたことでございます。

○東委員　部長さんが答えていただいたことは本会議場の話でね。今の内容は、多分工区別それぞれが別に同じような、全てそういう工事をやるのかなと思うんですけど、ただこの業者のを見ておって、本舗装をやる業者は、全部が私はやれないんじゃないかと思っておったんです。

例えば5工区ありますけど、全部が全部、多分本舗装は自分のところでは受けられない業者もおるんじゃないかと私は思っておったんです。ひょっとして。そういうこともあって、この工事のやり方が違うのかなという気がして、それでたまたま第2工区を受け持っておる昭和土建さんの第2工区だけ

が1,400万円も多いのは、ここが一手にそういう工事をやることになったのかなあという気がしたんですけど、そういうことでもどうもなさそうなような答弁ですしね。トータルしかわかりませんよということですけど、だからここではちょっとそこまでしか言えないのかわかりませんが、だから、ちょっとその辺の工事のやり方はどうだったのかという気がしてしょうがなかったんですけど。

現実には指名業者を見た場合、本舗装をやれない業者もあるんじゃないですか。そんなことはないですか。それはわかりますか。

○総務課長　確かに本舗装が苦手というか、やらないことはないんですが主にしていない業者がございまして、そういった場合下請が入りますので、本舗装等については下請業者の申請もいただいておりますので。

○東委員　もちろん、当然ね。下請というか、逆に江南の場合、やれる業者は多分そんなに多くないものですから、それだけの設備を持っておいて本舗装をやれるところはね。その辺のどういうふうに分け方をね、工事内容という気がしたものですから。これは下水道課のほうでないから、ちょっとわからんかわからんですね。今後の課題として、ちょっと覚えておいて、また聞きますわ。

○委員長　よろしいですか。

○牧野委員　東さんとよく似たようなことなんで、ちょっと私確認しておきたいんだけど、下水というような工事、土木工事というのは僕たちは素人ですから、掘ってみないとわからんことがあると思うんですが、この総額に対するすごく少ない上限ですよ。こういったものは契約の中に含めちゃって、この0.36%ぐらいなんですけど、土木工事というものがここまで正確に見積もりというときに向こうから言ってきた話なのか。

僕が聞きたいのは、この程度の誤差というものを、向こうからこれだけ工事内容が変わったから上げてほしいと言ってきたものなのか、市としてこういう本舗装工事が、僕はわかりませんが、変えたために0.3%上げてほしいと、市から上げるべきだと言ったのか、向こうからこれだから上げた。先ほど部長さんも言ったように、下がるものもあると。上がるもの、工事というのはやっぱりつきものなんです。いろんなことが段取りがよかったり、資

材が途中で上がったり、いろんな人件費が途中でふえた、そういうのが全部、中間中間で協議しながら上げたり下げたりしていくものなのか。この期間が大した期間じゃないですよ、工事期間というのは。そこでこういったものを、今後のこともこういうふうに小まめに小まめに調整していくというのが土木工事にやっていくものなのか、その原則論みたいなものをちょっと聞いておきたいんですが。

○総務課長 工事がある程度進みますと、工事業者のほうから出来形が上がってきますので、出来形をもとに数量を確認いたしまして、設計書と変わってきた場合はそれに基づいて変更契約するという形になりますので。

○牧野委員 そうすると、上がる場合も下がる場合も出来形によって、常時中間であるということですね、今後ともに。

○総務課長 工事が進めば変わる可能性はあると思います。

○牧野委員 過去に、出来形によってトータルの下がった土木工事ってあるんですか。

○総務課長 済みません。具体的に把握はしていません。下がる工事もあると考えております。

○牧野委員 理屈としては、正確にやっていくことはいいんですよ。いいんですが、土木工事の持つ性格からいって、この0.何%のことが上がったり下がったりしながら、今回は上げましたから、これはこれでいいんですよ。理屈が通ればいいんですが、こういうことをやっていくということは下がることも十分あるというふうに私は思うんですね。そんなことはあり得んかもしれん。いや、でも僕はあると思う。それは出来形と、いろんな短縮がうまくいって、ですから、市としては上がることも認めれば、下がることもやっぱり意識してもらおうというのかな。

もう一つ聞きたいのが、工事が延びたというのはこの舗装のやり方が変わったから延びたんですか、1カ月。

○総務課長 今回、この工事が延びた原因といたしまして、ガス工事、東邦ガスの支障移転工事が発注されておりました、その関係で現場から不明管等が発見されたことによりその支障工事が延びたということがありまして、その関係で工期が延びたというふうに聞いております。

- 牧野委員 工期が延びたことによる人件費アップというのは、今回には加味されているんですか。
- 総務課長 それに伴って、工期についてのアップはないと聞いております。
- 牧野委員 何だって。
- 総務課長 工期についての……。
- 牧野委員 加味はないということですね。
- 総務課長 はい、そうです。
- 牧野委員 わかりました。
- 委員長 よろしいですか。

[挙手する者なし]

- 委員長 それでは、質疑も尽きたようでございますので、以上とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

午前10時04分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議案第80号を採決いたします。
- 本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第81号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

企画部

会計管理者の補助組織

消防本部

監査委員事務局

議会事務局
の所管に属する歳出

○委員長　　続いて、議案第81号　平成30年度江南市一般会計補正予算（第7号）、第1条　歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入歳出、企画部、会計管理者の補助組織、消防本部、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

　なお、審査方法ですが、各課の2節から4節についての説明は補正予算の審査の冒頭に秘書政策課が行い、その後、2節から4節以外の補正予算を各課ごとに歳入歳出一括で審査したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

　それでは最初に、企画部秘書政策課について審査をいたします。

　補足説明がございましたらお願いをいたします。

○秘書政策課長　　議案書の41ページをお願いいたします。

　平成30年度江南市一般会計補正予算（第7号）でございます。

　そのうち総務委員会所管の人件費につきまして御説明させていただきます。少しはねていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

　上段の1款1項1目議会費から、58ページ、59ページの下段、2款1項7目防災安全費を除きます66ページ、67ページの上段、2款6項1目監査委員費の人件費等と各所管事業の共済費でございます。

　次に、大きくはねていただきまして94ページ、95ページの中段、9款1項1目消防総務費から96ページ、97ページの上段、3目消防署費の人件費等でございます。

　次に、さらにはねていただきまして、108ページから116ページには人件費補正に関する給与費明細書でございます。

　続きまして、別冊の平成30年度12月補正予算説明資料をお願いいたします。説明資料の13ページをお願いいたします。

　人件費補正に関します支出科目ごとの給与費明細書でございます。

　はねていただきまして、14ページと15ページには職員手当等の内訳、はねていただきまして、16ページには共済費の内訳でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○牧野委員　別冊資料の13ページなんですね。ちょっと聞いておきたい。

人数とか何かはいろいろ聞きましたからいいんですが、退職者が7人によって給料が下がったり職員手当が上がったりしているんですが、全体として、今江南市の市の職員のラスパイレス指数というのは何%が何%になるということになるんですかね、これで。

○秘書政策課長　今、99.1でございます。

○牧野委員　変わらず。前年もこのくらい。変更しても変わらないということですかね、99.1は。

○秘書政策課長　今年度についてはまだ出していないものですから、昨年度について99.1というような状況でございます。

○牧野委員　あんまり変わらないと私は思っているんですけど、それじゃあまだ出していないということですね。

○秘書政策課長　はい。

○牧野委員　はい、結構です。

○委員長　ほかにございますか。

○東委員　退職手当は本会議で出ましたから、いろいろありましたので。

ちょっとこの表を見ておって、部長さんのほうの説明のときに、14ページに一番上段のところの時間外勤務のところ、増額になるわけですけど、合計としてはね。それで、見込みより当然ふえたから増額補正ということだと思っうんですけど、中身を見ておると、例えば住民基本台帳の部分だとか、あるいは生涯学習費だとかのところちょっとふえたところになるわけでありますけど、その辺についてのもうちょっと内容がわかればと思っいますけど、どうですか。

○秘書政策課長　戸籍住民基本台帳費につきましては、市民サービス課になります。市民サービス課につきましては、職員1名が身体的な病気休暇というようなことで休暇をとっておりまして、その関係で時間外がふえたという

ようなことをございます。

また、生涯学習費につきましてはグループリーダーが前年までは管理職、副主幹、主幹であった者が主査になったというようなことで、時間外の対象者がふえたというようなことをございます。もともと管理職であった者が、主査級になったものですから、時間外の支払いの対象者がふえた。今までは管理職手当で支払っていたものが、時間外の支払いに変わったと。

○東委員　市民サービス課のほうの関係ね。今、身体的、休暇が出たということで、具体的にいつから出て、それに対する本来なら一般的には対応できる方法が何か別のがあるのか。なかったから、結局は他の職員の人たちの時間量がふえたという意味合いですか。休んだのがいつから休まれて、それをほかの人がカバーするために結局時間外がふえたというようなことになるの。

○秘書政策課長　9月の上旬から1カ月ぐらいの休暇をとったということです。

○東委員　1カ月だけの休暇でふえるということは、何らかの形でその方のカバーをするためにふえたのかと今話を聞いておって思ったんですけど、そのふえた要因は休暇をとったことがという言い方ですけど、1カ月休むだけでどうして、ふえるというのがよくわからないんですけど、どういうことですか。

○秘書政策課長　あともう一点、通常ですと5月ぐらいに来庁者のお客さんというのは大体落ちついてくるんですが、今年度については5月以降も非常に来庁者が多いというようなことで、その対応のための時間外というようなことでもふえております。主にはその2点というふうに認識しております。

○東委員　休暇との関係がよくわからないけどね。1カ月の休暇というのが、どっちかというとなら窓口へ来る人たちの増加ということによってというような。でも、その場合どうなるんですかね。時間外ですから、普通、市の場合だと、そうすると5時以降、例えば。あるいは今の日曜日の対応ですか。それとは関係なく。こういう場合だと、5月以降ふえるという形でふえるということは、何、時間を超えてどんどんやらざるを得ないということなんでしょうか。

○企画部長　2点の中で、病気休暇につきましては1カ月ということをござ

いましたので、臨時対応をしておりませんので、当然その1人工分の人工が時間外に回ったという考え方でお願いしたいと思います。

それから、繁忙につきましては今申し上げたとおりでございまして、通常4月ぐらいで落ちつくところが今年度については5月、その後ろまでぐらいちょっとお客さんが多かったということで、この2点で時間外がふえたということでございます。当然、昼間のお客さんがふえれば、その分の人工というのは後ろへ下がりますので、時間外対応をさせていただいたという理解をいたしております。

○委員長　　よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　　それでは、以上とさせていただきます。

では続いて、総務部総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○総務課長　　総務課の所管につきまして、御説明させていただきます。

議案書の58ページ、59ページをお願いいたします。冊子でございます。

上段の2款1項6目行政事務費、59ページ、説明欄の中段、情報システム管理運営事業で260万8,000円の減額、PCB廃棄物処理事業で241万7,000円の減額の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○古田委員　　59ページの情報システム管理運営事業の内容について、お聞きします。

本会議で、提案説明では新元号の対応のためとありましたが、これはどのようなものなのか、もう一度お聞かせください。

○総務課長　　こちらの減額補正を行うものにつきましては、パソコン搭載のマイクロソフト製OSウインドウズ、あとソフトウェアのエクセルとアクセスのオフィスのソフト対応につきまして、修正プログラムがマイクロソフトから配信されます。ただし、まだ元号が決まってないということで、その修正ソフトが配信されませんので、元号が決まった以降になります。そのため、

今回その部分につきまして修正はできませんので減額補正をお願いするものです。

○古田委員 一般質問の答弁の折ですけれども、平成32年といった表現があったと思いますが、それは不適切であったということでしょうかね。

あと、今後次年度の予算書などの表記についてなど、また市民の周知についてはどのように考えてみえるのか、お尋ねします。

○総務部長 平成32年度とか、そういった今まで一般質問を初めいろんなところで使わせていただいております。

総務省の正式な見解ではございませんけれども、元号法からいって、次の元号が発表されていない時点では平成で通すということが、正式な見解ではございませんけれどもなされております。

今後については、今ちょっと内部で検討をさせていただいておりますが、例えば計画書なんかですね。10年の計画書なんかにつきましては、明らかに平成はないということがございますので、例えばですけれども、平成31年度については2019年というふうな併記をし、10年後の平成で言うと40年度については西暦で表記するような格好で、ちょっと内部的にも統一をさせていただきたいということで今検討させていただいております。

ただ、条例等例規につきましては、先ほど申し上げたような元号がまだ発表されていない時点については平成で通すと、こういったものがございますので、例えば平成33年4月1日施行とか、そういったのが出てくるかと思えます。そういったものについては、例規については平成でやむを得ず通すところがある等も考えておりますけれども、ほかのものについては今、平成がある年度については併記をし、10年後だよ、5年後だよということがわかりやすいような西暦でいくというようなことをちょっと調整させていただきたいなあと考えておりました。また議会のほうにも報告をさせていただきまして、こういった方向でやらせていただくということでお願いをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長 よろしいですか。

ほかに。

○牧野委員 59ページでちょっと説明、教えてほしいんですが、公用車管理

事業で社会保険料が24万5,000円安くなったと。これは何、人件費でかかるものか保険料なのか。公用車管理事業というものをちょっと説明してほしいんですが。公用車管理事業、今何をやっているのか、まず最初にそれが聞きたいんですが。

○総務課長　これは市の公用車の管理を、今総務課が大半の公用車を管理しております。それに対する事業でございます。

○牧野委員　これは何ですか、何十台の車をうまく使い回して、効率よく無駄な車を減らしていくと。それに対する人数を充てているということですか。

○総務課長　済みません、ちょっと説明不足で申しわけございません。

あと市長車の運転士の方が嘱託としてお願いをしておりますので、こちらは嘱託の方の社会保険料ということで減額しております。

○牧野委員　わかりました。嘱託の社会保険料が下がったと、これが金額ですね。

今、車両管理みたいなことはどこまでやっているんですか。ちょっと関連質問ですが、江南市が各メーカーで車検とか何かもちろんやっているんだけど、シェアリングの管理をしているのか、それ以上の車両管理をしているのか、ちょっと聞きたいんですが。公用車管理事業の内容がちょっと聞きたいんですが。

○総務課長　まず点検、車検等は全てやっております。あと各職場からの利用申し込みによってそちらは運用していただいておりますので、その管理を一元化しているということでございます。

○牧野委員　実績としては、今何台の車両が何台ぐらいに減ったと、何か出ていますかね、そういうコストみたいなもの。

○総務課長　申しわけありません。今ちょっと、済みません。そちらの資料を持ち合わせてございませんので。

○牧野委員　シェアリングシステムをうまく活用されて、ちょっと台数を減らしたんじゃないかと私は認識があったんですけども、そういうコスト削減みたいなものと、今の話は運転士の人件費だということによくわかりましたけど、保険料は関係ないですね、ここの中には。全くこの数字には保険料は関係ないですよ、24万5,000円の中には。

○総務課長 こちらは4節の共済費ですので、人件費に係る共済費になりますので。

○牧野委員 はい、わかりました。また改めてどこかで聞きます。わかりました。

○委員長 ほかに。

○東委員 さっきの関連した質問ですけど、元号の関係の。

よくわからないのは、先ほど修正ソフトの配信がされないですけどという話がありましたけど、具体的に、もともと補正の減額は268万円で、補正前が1,705万円ですけどね。この数字から見た場合、よくわからないのは元号対応で何が終わって何が終わっていないかというふうな区別はつくもんですか、これは。この金額との対比した場合に。

○総務課長 まずプログラム修正につきましては、今委託して執行中でございます。それが基幹系システム、ADⅡに関するものと、元号管理システム、財務会計システムにつきましてはプログラム修正を今委託して実施しております。それにつきましては、新元号のところを元号を入れるのにそのスペースをあける状態で委託、修正はできますので、そちらは実際……。

○東委員 終わっておるということ。

○総務課長 まだ終わっていません。委託中で、準備中でございます。

○東委員 質問の仕方が申しわけなかったですけど、金額との対応で、金額で換算してあるわけですよ。終わってない部分と、あけてあるから、それはまだ終わっていませんよと。金額で減額されるわけですけど、じゃあ数字的に何が終わって何が終わっていないのかというのがよくわからないんですけど、実際には。この数字でどうやって対応できるんですか、この場合。数字で見た場合、数字との対応でいくと。

○総務課長 こちらの260万円をお願いしたものにつきましては、基幹系のパソコンのプログラム修正に係る人工でございますので、そちらの分として作業に係る人工が委託されますので、その部分が今回260万円という見積もりが出ておりますので。済みません、プログラムを修正する委託料分ですので、パソコン自体に。

○東委員 要は1,700万円組んだときに、そのときの事業費の中身がもともと

とこういうものがあるって、その部分の何が今回まだ未執行になるよと。未執行になるのは260万円ですけど、減額したわけだから、やれてないという言い方だったよね。まだ間に合っていないという言い方だったんですけど、その予算との関係で今回は減額するわけだもんですから、例えば最初の事業費はどのような設定の事業費であって、その分の今回減額する部分は今人件費という言い方をされたかな。委託事業だから、委託してあるところの会社に対する人件費分でこの部分を減額ですよという言い方でしたから、だから逆に言えば、仕事としては何が一体済んで、何が終わってないのという言い方で私はお聞きしたかったんですけど、その数字との対比でいくとね。その辺のところはわかるんですか。

○総務課長 基幹系のプログラム修正は終わっております。

実際に今回お願いするのは、基幹系パソコン93台分の修正プログラムを一台一台適用しますので、その適用に関する委託が終わっていないということです。

○委員長 よろしいですか。課長、答弁されますか。

○総務課長 済みません。基幹系業務に使用するパソコンにつきまして、外部に閉ざされておりますので、その分につきまして別途用意した修正プログラムで一台一台修正する必要がございますので、そちらがさっき申し上げました対象になるのが93台ありますので、そちらの部分が今回減額補正することによってございます。

○東委員 こういう場合って、正式に決まるのが5月1日か、発表されるのがそのもうちょっと前だね。その場合に、そうするとその部分をまた改めて、これは結局、新年度予算で対応するということになるんですかね、こういう場合は。その残された部分というのは。そういうことかな。

○総務課長 こちらの部分については、新年度予算に計上させていただいております。

○委員長 ほかによろしいですか。

○東委員 別なところ、PCBの関係で今回はサンプリングで済むからよかったですよ。全部をやらなくて済んだよと、この準備がね。実際には、処分そのものは予定どおり、あのときは8,400万円ほどかかると言っていました。

たけど、それは変わらないんだね。

○総務課長　今回の荷姿登録によりまして処分量もかなり減っておりますので、当初3,000キログラムを見込んでおりましたが、実際980キログラムまで下がりましたので、予算につきましても2,700万円程度で済むんじゃないかと。

○東委員　何がそう変わるの。

○総務課長　直接はかっておりませんので、最初見ていたのが実際はかったら980キログラムと。

○東委員　しかなかったということか。

○委員長　暫時休憩いたします。

午前10時29分　休　憩

午前10時29分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　それでは、この案件につきましては以上とさせていただきます。

続いて、収納課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○収納課長　よろしく願いいたします。

それでは、収納課所管の補正予算につきまして御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議案書の62ページをお願いいたします。

62ページ中段でございますが、2款2項2目収納費でございます。

納税推進事業の地方税共通納税システム導入事業で、業務委託料は284万1,000円の補正をお願いするものでございます。地方税共通納税システム導入事業は、地方税について電子的な納税を可能にすることへ社会的な要請が高まっていることを受け、国において重点的に検討が進められ、電子的な納税により地方団体が共同で収納する方針が定められたことを受けて導入されることになり、この新しいシステムに対応できるように基幹系の税務システムの改修をするものでございます。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○東委員　本会議で出ましたけど、あのときの言い方は地方税共同機構という言い方でしたか、ちょっと覚えていないでいかんですけどね。そんな言い方で、従来、例えば会社が従業員の方たちの地方税の特別徴収をそれぞれ各自治体別に納めるというのを、この1つの機構が全部一手に引き受けていただいて、そこへ納めればそこから全部それぞれ従業員の住んでみえる各市町のほうへ収納されるよというシステムだということでありましたけど、これは納税のという話ですけど、例えば従業員の人たちの、余り正確に覚えていないでいかんですけど、報告しますよね、その年度末か、いつも自分のところの従業員さんの給料は幾らで、税金分は幾らですよとって各報告をするわけですけどね。それはもう全く従来どおりなんですか。例えば、共通システムの中にそういうものも含まれるんですか、共同システムというのか。

○収納課主幹　今、委員お尋ねの従業員の方の年末調整をやられた後の給与支払い報告書の提出のことだと思いますけれども、これは今現在使用されておりまして、それとはまた別に新たに導入される納税のシステムでございます。

○東委員　その報告書は、それもそれぞれ各市町に報告しますよね、従業員さんの場合は。それはそのままであって、単に。それはどこかにそれが集約されてやるようなことをもうやっておるんですか、それは。

○収納課主幹　詳しくは税務課のほうになるんですけども、電子申告ですね。そちらは既に始まっております。

○東委員　それで、本会議でもあえて強制するものではないよということがありました。ただ、部長さんの話があったように、これは議会でもあったのかな。1億円以上の場合、電子化が義務づけられるよということになって、それ以下の方は別に義務化ではないわけだからいいですよということでしたから、あえてそれをやらなくてもいいんですよということで、従来どおりでいいよということですけど、先々はそういうところの、特に中小業者の場合

でも、現在は対象外だとしても、こういう制度ができる以上はそこへ集約をしていくということになる可能性は高いのでしょうか、これは。

○収納課主幹 申告に関しましては、一定の規模以上の事業所については義務づけという方向性がもうなされているようですけれども、まだこの共通納税システムに関しましては、規模に関して必ず義務化といったような話は今の現時点ではまだ示されておられませんので、今のところはそこまではないというふうに認識をしております。

○東委員 ただこのシステムを使おうと思うと、それなりには事業所側としては一定の設備投資というのか、それは伴うようなものなのか、あるいはセキュリティの関係といいたいまいしょうか、その情報が一点に集中されるわけですから、そういうことに対応も必要になってくるというようなシステムになるのでしょうか。

○収納課主幹 まず設備投資的なことになるんですけれども、こちらはインターネットの環境があればこの共通納税システムのeLTAX、電子申告と同じ一連のものなんですけれども、そちらにアクセスいただいて手続きをすることで利用できるということ資料などから読み取れます。

あとセキュリティですね。セキュリティに関しましては、地方税電子化協議会、次回からの機構になるところがセキュリティのほうも強化をしていくという説明を受けておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでございますので、以上とさせていただきます。

続いて、行政経営課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○行政経営課長 平成30年度江南市一般会計補正予算（第7号）の行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳入でございます。

議案書の50ページ、51ページをお願いいたします。

中段の17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入

金でございます。

続きまして、別冊の平成30年度江南市12月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページをお願いいたします。

一般財源調べでございますが、17款繰入金の財政調整基金繰入金でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございますでしょうか。

○東委員 今回、減額されるということになると、現時点でいくと財調の基金残高としては幾らになるんですかね。

○行政経営課長 残高でございます。現時点での残高でございますけれども、17億6,300万円ほどとなっております。

○委員長 よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑もないようでございますので、以上とさせていただきます。

続いて、消防本部消防署について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○消防署長 平成30年度江南市一般会計補正予算（第7号）、消防本部消防署所管の補正予算について御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の96、97ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項消防費、3目消防署費、所管は消防署でございます。

内容につきましては、97ページ説明欄をお願いいたします。

消防水利整備事業の防火水槽整備・維持管理事業におきまして、防火水槽本体及び水槽への給水管を撤去するため441万8,000円の補正をお願いするのでございます。理由といたしましては、飛高区長より、私有地にある防火

水槽の撤去要望が提出されたことに伴い、早急に防火水槽を撤去する必要があるからでございます。

御参考として、別冊の補正予算説明資料の9ページに位置図を掲げてございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○山委員　きのうも本会議で質疑がありましたが、撤去の理由をもう一度ちょっと簡単に確認させていただきたい。

○消防署長　土地所有者から飛高区長を通じ、平成30年9月11日付で防火水槽撤去の要望書が提出されたものでございます。

○山委員　その理由は、私有地だから、そこまでは干渉しないと。

〔発言する者あり〕

○委員長　暫時休憩します。

午前10時42分　休　憩

午前10時43分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございますでしょうか。

○山委員　市内には444基の防火水槽があって、そのうち個人のプライベートの土地に設置してあるのが54基で、法人や団体で22基という答弁であったと思うんですけど、きのうの本会議の答弁を聞いておりましたら、公共施設とかそれに準ずるようなところのやつはいいんですけども、個人や法人にその意向を尋ねたらどうかというようなことで、検討されたいというような答弁があったんですけど、そこまでする必要あるのかなと思ったんですけどね。どうでしょうか。

ある程度、こういうことが時々出てきますよね、補正予算でも、年度途中で。そういうのには対応してあげなきゃいけないし、せざるを得ないんですけど、ある程度一定の予算で見込んでおく必要があるんですけども、そこまでする必要あるのかなと思ったんですけど。

○消防署長　きのう、消防長も本会議場のほうで答弁させていただきました

けれども、防火水槽の私有地設置にいたしまして、その土地所有者もしくは区長さん等々の土地の賃借契約はさせていただいておりますが、防火水槽の用途のあるちはお借りしますという契約書、一筆がございまして、現在までのところ改めた意向調査というものも計画しておりませんでしたので、今後ある程度の基数もございまして、きのう消防長が答弁したとおり、改めて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　　よろしいですか。

ほかにございますか。

○東委員　　説明のときにちょっと聞き漏らしたんですけど、昭和40年設置ですか、昭和59年、昭和57年。何か36年経過だから昭和57年、そういうことですね。

耐震性の防火水槽だということでありまして、昭和57年当時から耐震性の防火水槽というのはもうずっと設置をしてきたということでしたかね。必ず耐震性だったんですかね、その当時から。

○消防署長　　古いやつですと、耐震性防火水槽74基ございましてけれども、昭和53年ごろから耐震性防火水槽を設置してございます。

○東委員　　それで、今回たまたま補正前が300万円ほど、305万5,000円と言ったほうがいいのか。今回、新たにこの住民の方から要望が出たということで撤去になるわけでありまして、それで金額の差があるよという話で、本会議の説明でもざっと103万円ぐらい差が出ます、408万円ですからね。ということで、その原因は耐震性のものの廃棄だから費用がかかるということだとか、給水管が本来ならないんだけど2個あるよということでしたけど、具体的に耐震性、先ほど県の基準があって、地下にある耐震性のもの、廃棄も一応基準があって幾らだというふうになるんですけど、これをもし103万円を分けると幾ら幾らになるんですか。

○消防署長　　個人の積算、一括で入ってございまして、ちょっとそこまでは。

○東委員　　えっ、ちょっとよくわからん。

県の基準には、例えば耐震性の廃棄の場合の地下式の場合、県の基準によ

って積算しましたよということでしたでしょう。75ミリの給水管の撤去と40ミリの排水放水管の撤去もあるよという話でありましたけど、でもそれは103万円ってその撤去が幾ら、せめて給水管の撤去が幾らというふうには出ないの。

○消防署長 工事費につきましては、愛知県の建設部標準仕様書に基づきまして計算させていただきまして、市の都市計画課が算出した設計図を根拠にいたしておりますので、ちょっとうちのほうでは少しそこまでは。

○東委員 400万円総額で出てきたということか。

説明では、それぞれのちゃんと基準がありますよということでしたので、てっきり持ってみえるかと思ったんですけど。参考になるなあと思ったんですけどね、今後の。耐震性の防火水槽もこれから出てくるんだろうかなあと思ったもんですから。実際にこの給水管2個というのは特殊ですね、多分。考え方によってはね。民地の中にあって、わざわざ塀から突き出しているわけですから、給水管を。とるためにね、消防のときにね。給水管というのは多分特殊かなあという気はしましたけどね。耐震性の地下式はこれから出てくる可能性があるもので、そういう基準があるんなら幾らかなあと思って、お聞きしておこうと思ったんですけど。それは都市計画課でないとわからんということですか。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

午前10時56分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○消防署長 東委員さんからの御質問でございますけれども、工事の差額103万円というものでございますけれども、耐震性防火水槽の取り壊しと給水管2本でございますが、この差額の103万円といいますのは、今回、当初で組ませていただきました後飛保は普通の水槽ということで、今回耐震性防火水槽と地下式防火水槽ということで、具体的な数字というのは、工事費というのはちょっと細かいことは今のところ出さないとわかりかねますので、ひとつよろしく願いいたします。

○東委員 出さないとわからないという意味はわからんけど。

○消防署長 拾わないと。

○東委員 たまたま後飛保がもともと当初で組んである305万5,000円だという話だったものですから、単純にその差がそのまま耐震性の取り壊しだけでも限らないような気がするんですけどね。わかりませんよ。実際には408万5,000円をかけるわけだけど、本当は明細があってね、それぞれの。それによって加算、積算されておると思いますので、たまたま本会議でその主な差が耐震性の取り壊しだと、あるいは給水管2個だということでしたので、逆に言えば408万5,000円をはじいていただいた要は内訳ということなんだけどね。それがわかればすぐ答えは出ると思うんですけど、それはちょっとこの段階では出ないと。

しかし、予算を計上する以上、積算内容はある程度示すようでないとはちょっとまずいと私は思うんですけどね。拾わないとわからないという言い方はよくわかりませんが、それはちょっと、何のための委員会の審議かわからなくなるもので、これだと。それはやっぱり出せる、本来もともとあるからこそ408万5,000円の予算を組んでおるものだから、それはちょっときちっと出していただくのが本来だと思うんですけどね。そこは委員長さんに任せますけどね。

○委員長 暫時休憩します。

午前10時59分 休 憩

午前11時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

今の東委員の御質問に対する答弁については保留とさせていただいて、答弁が出次第、この案件の質疑を終了させていただいた後に議案第81号の採決に移りたいというふうに思いますので、御了解のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分再開とさせていただきます。

午前11時01分 休 憩

午前11時15分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第22号の審査をこれから行おうと思います。

当委員会への傍聴の申し出がございました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可したいと思いますが、御意見はございますでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見もないようでございますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

[傍聴人入室]

請願第22号 「来年10月からの消費税10%増税の中止を求める意見書」採択を求める請願

○委員長 それでは、請願第22号 「来年10月からの消費税10%増税の中止を求める意見書」採択を求める請願についてを議題といたします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第22号、平成30年12月3日受け付け。

件名、「来年10月からの消費税10%増税の中止を求める意見書」採択を求める請願。

請願者、江南市赤童子町福住22、尾北民主商工会会長、千田憲三ほか3名。
紹介議員、森 ケイ子、東 義喜、掛布まち子。

請願趣旨は請願文書表の別紙2をごらんいただきたいと思います。

「来年10月からの消費税10%増税の中止を求める意見書」採択を求める請願。

請願趣旨。

2014年4月1日から消費税率が8%に引き上げられ、国内総生産（GDP）の6割を占める家計消費は落ち込み、設備投資も伸びず、景気の回復はおくれ、多くの国民が「景気回復の実感がない」としています。

安倍首相は、消費増税分を福祉・教育に充てると言いましたが、低所得者ほど負担の重い消費税を社会保障や教育の予算に充てること自体間違ってい

ます。そもそも、今の景気と生活状況では、国民は10%増税に耐えられません。2度の増税延期は、政府もそのことを認めている証明です。

消費税10%増税を実施すれば、消費はさらに落ち込み、地域経済は大きな打撃を受けることは必至です。消費税増税は「教育・社会保障のため」と言いながら、国民には、社会保障の負担増や年金の給付削減を続けています。

一方、大企業や大資産家には減税が実施されています。国民の消費購買力を高め、地域の経済を活性化させ、内需主導に転換する経済政策を進めれば、消費税を増税する必要はありません。所得や資産の能力に応じた「応能負担」原則に基づく「税制改革」と予算の使い方を改めることが優先と考えます。

以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により、下記の事項についてお願いいたします。

請願事項。

「来年10月からの消費税10%増税の中止を求める意見書」を採択すること。以上です。

○委員長 この請願について、意見陳述の申し出がございました。

意見陳述につきましては、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て、当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べるということになっております。

また、陳述出席者につきましては、3名を希望されております。

意見陳述を許可したいと思いますのですが、御意見はございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、意見陳述を許可いたします。

陳述人の方は陳述席のほうにお願いをいたします。

陳述出席者の方に申し上げます。

陳述される方はお一人でお願いをいたします。陳述時間は、おおむね5分以内でお願いをしたいと思います。

それでは、よろしくお願いをいたします。

○陳述人（千田） 「来年10月からの消費税10%増税の中止を求める意見書」採択を求める請願について、請願提出者の新日本婦人の会江南支部、日

本年金者組合江南支部、消費税をなくす江南の会、尾北民主商工会の4団体を代表して、尾北民主商工会会長の千田憲三が意見を述べさせていただきます。

安倍首相は、来年10月に消費税率を10%に何が何でも引き上げようとしています。消費税は1989年4月に税率3%で導入されてから29年になります。2014年に5%から8%の増税が行われてから4年半が経過しましたが、景気の落ち込みはいまだ解消されていません。しかも、第2次安倍政権の6年間で実質賃金は下がり、社会保険料の負担増などで可分所得は減り続けています。家計支出が低下している中で消費税を増税すれば、庶民生活は破綻してしまいます。

消費税は、そもそもどういう税金かを改めて考えてみる必要があると思います。収入のほとんどを食料品や生活必需品などの消費に使わざるを得ない低所得者ほど消費税の負担は重くなります。年収300万円未満の世帯が6.6%の負担に対して、1,000万円以上の世帯は2.8%と半分以下です。さらに、年収200万円未満の世帯では生活のために貯蓄を取り崩しているため、消費税負担率は8.9%と消費税率を超えてしまいます。消費税が10%に引き上げられれば、この格差はさらに広がります。

憲法が求める税制は、能力に応じて税を負担する応能負担の原則であり、生活費非課税です。収入の少ない人ほど負担が大きくなる逆進性を持ち、生計費にもかかる消費税は不公平税制であることは明らかです。賃金が低迷し、年金も減額が続きます。消費税増税8%への負担増の影響が残ったままの状態での10%の増税は、深刻な生活苦と景気悪化を引き起こすこととなります。

安倍首相は、消費税10%の引き上げとともに、食料品などを8%に据え置く複数税率の導入を予定しています。この複数税率は軽減税率と読んで低所得者対策と言っています。しかし、軽減税率が適用されるとしても、食料品の値段を据え置く義務は企業にはありません。税率引き上げ日に合わせて一斉に値上げすると買い控えが起き景気が後退するので、先取り値上げをすることを景気後退影響緩和策として本気に取り上げており、複数税率が消費者の負担軽減や低所得者対策にならないことは明らかです。

軽減税率の対象は、酒類、外食を除く飲食料品と、週2回以上発行される

新聞です。商品ごとに税率が異なり、同じ商品でも税率が混在し区分不明のものが山ほどあり、消費者や事業者が混乱することは必至です。

また、複数税率はインボイス制度、適格請求書の導入を予定しています。インボイスとは、全ての取引を10%と8%の税率ごとに商品価格と税額を記載しなければなりません。インボイスがなければ事業者は仕入れにかかった税額控除が受けられません。課税事業者しかインボイスが発行できないことから、500万円の免税業者は廃業するか、課税業者になって納税のための金銭負担と事務負担に押し潰されるかの選択を迫られることになります。

安倍首相は、増税で景気が落ち込むのを防ぐために万全の対策を行うとしています。しかし、プレミアムつき商品券の発行は新たな消費を喚起しないと政府も認めているものです。キャッシュレス決済時のポイント還元は9カ月と短期間であり、現金払いを貫いてきた中小の小売店には、設備投資やカード会社への手数料の支払いなど負担が重く、何のメリット也没有。カード決済で購買履歴から趣味や嗜好など消費行動が筒抜けになり、マイナンバーと連動すると監視社会の強化にもつながります。消費税の増税の対策費は2兆円を超えると報道されています。いずれにしても低所得者向けの対策は短期間で終わります。10%の増税はずうっと続きます。景気の落ち込みを心配して増税分を戻すくらいなら、増税そのものを中止すべきです。

安倍首相は、消費税増税は社会保障のためとしています。しかし、増税で国民に負担増を強いる一方、国の予算では軍事費を増大し、幾ら支払うのかわからないまま攻撃型の兵器の購入をし、来年度の概算要求は5兆2,000億円を超える過去最高額となっています。

医療・介護・年金・生活保護などを次々と改悪し、消費税は社会保障のためという理屈は成り立ちません。また、消費税の税収は導入後372兆円、一方で法人税は291兆円減っていることから、大企業減税の穴埋めに使われてきたのが実態です。法人税を幾ら引き下げても内部留保が積み上がるだけで、賃上げにつながらなければ経済効果は生じません。

参考までに、中小企業同友会全国協議会は2019年度、国の政策に対する中小企業家の展望・提言で、消費税増税について、政府の掲げる経済再生を最優先するのであれば、やはり景気動向を慎重に見据えた上での引き上げでな

ければならない。現状の景気動向からすれば、当然に凍結すべきである。我が国経済を支える中小企業、小規模企業にまで景気上昇が実感されるまで凍結しなければならない。また、軽減税率並びにインボイスについても、軽減税率が導入されれば、その事務負担は膨大なものとなる。現状の消費税に伴う事務負担だけでも中小企業、小規模企業にとって十分重いものとなっていることも踏まえ、これ以上の事務処理増加を求める措置は導入の白紙、もしくは凍結にすべきと要望しています。

また、この10日に発表された2018年の7月から9月期の国内総生産の改定値は、11月14日に発表された速報値を大幅に下方修正する実質年率マイナス2.5%という景気動向では、消費税増税は中止するしかありません。

よって、来年10月からの消費税中止は市民の切実な声であることに耳を傾け、本請願を審査していただきたいと思います。

以上で意見の陳述を終わります。ありがとうございました。

○委員長　　ありがとうございました。

これより、委員の皆さんからの陳述出席者の方々への質疑を行います。

陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお答えをいただいても結構です。ただし、陳述出席者の方々から委員の皆さんへの質疑はできませんので、よろしく願いをいたします。

それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

○牧野委員　　今のお話の中で、もっともだと思う点もたくさんございます。消費税を上げるということは本当に難しい。ゼロから3%に上げるときも大混乱がありましたし、5%にするときも8%もそれぞれ大混乱がありまして、国民は上げることは大嫌いですし、基本的には上げたことによって景気が下がっては元も子もないということもよくわかりますが、ちょっとお聞きしたいんですが、ここの文書の中で大企業や大資本家には減税が実施というふうに書かれておりますけれども、私が知る限りでは、大企業に対する減税というのは、実は国際的な企業間競争が激しくなっておりまして、日本の法人税、それから地方の住民税とか事業税を合わせた実効税率が約3割弱だと思いますが、これは世界的に見まして決して安くなくて高いほうでして、アメリカ

も25%を20%に下げておりますし、フランスも25%にしようということで、日本の30%弱は何も大減税なんていうことは考えておりません。

大企業を国際的に企業誘致が進んでおりまして、本社が動いてしまったら全然どうしようもございませんので、こういった潮流にどう対応するかということをお聞きしたいことと、それから大資本家の減税とおっしゃいますけれども、日本の個人税に対しましては4,000万円超の人は45%プラス10%の住民税がかかって55%になっております。日本の所得税も実は世界から4番目に高くて、トップがデンマーク、スウェーデン、ポルトガル、次に日本です。その下にフランス、ベルギー、オランダがございますけれども、この日本の住民税が安く、大資本家に減税が実施されているというような文章がどういった根拠で求められているのか。

まず大企業、大資本家の減税ということはどういうことか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○陳述人（兼松） 正面から答えることになるかどうか、ちょっと準備もできていませんので難しいところもあるかと思っておりますけれども、実効税率の話在先ほどされていたと思うんですけれども、確かに日本の実効税率は2018年1月で29.74%で、一番高いのはフランスで33.33%、イギリスが19%という統計が出ているんですけれども、決して……。

○牧野委員 高いですわね。フランスはまた25%に下げますからね。

○陳述人（兼松） 高いということですね。

ただ資本金階級別の法人税実質負担率というのを見ると、連結法人だと4.7%なんですね、実効税率が。あと100億円超の企業だと11.7%で、実際大企業と言われている50億円超だとかというところでも16.7%とか、10億円超の資本金のところも18%とかということで、一番高い実効税率のところでも1億円超のところは21.1%ということになっていまして、29.74%という実効税率と実際の法人税の実質負担率というのは大分かけ離れているというふうに、日本の場合、思われます。その結果が、やっぱりその中に大企業の優遇税制と言われている例えば研究開発費に対する減税だとか、そういったものがあるのではないかというふうに私は考えます。

それからもう一つ、個人の所得税の話なんですけれども、これも累進課税

をとっているのだから確かに所得が高くなれば高い税率なんですけれども、これも実際、所得が1億円を超えると所得税の負担率が下がっていくというのが統計で出ていまして、それはどういう理屈かというのは中身が幾つか、いろいろあると思うんですけれども、私が一番思うのは、やっぱり株式配当の総合課税ですね。分離ですからね、株式は。やっぱり大株主や株でもうけているような人たちが今いっぱいいると思うんですけれども、その人たちの高額所得者に応分の負担を求めれば、所得税についても高額所得者が減税されているというふうに見れるのではないかと思います。

○牧野委員 反論ではありませんが、日本は資源がございませんので、企業の研究開発は当然すべきことだと思いますし、株式も大きく見ればゼロサムゲームでございますから、それは見解の違うところですから反論は要りません。

ただ私が言いたいことは、この日本の現状が少子・高齢化で子供が少ない。75歳以上がどんどんふえていく。その中で年金・介護・医療が毎年1兆円以上ふえているということの中で、実際に100兆円を超える一般会計の中ですごい借入れをしながら政府は回しておるんですが、どこにそういったものを、社会保障費を持ってくるかということは大変悩ましい問題でありまして、一概に一つの福祉というものの充実もすごく大切ですがけれども、その財源を今皆さんは防衛費とおっしゃいましたけれども、防衛費だけではとても足りなくて、いろんな形で企業からも個人からも今の直接税も消費税からも含めて総合的な対策でやらないと、日本は、政府は倒産してしまうなあと私は当面思っておりますので、誰も増税は望みませんが、非常に難しい悩ましい問題だという認識は非常に強く持っております。私の個人的な見解です。これは質問ではございません。意見です。

○委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

○山委員 皆様は中小零細の方を相手に税務についての支援だとか指導だとかをされる立場にあって、現場の様子も見ておられると思うんですけれども、2020年の東京オリンピック・パラリンピックだとか、あるいは東日本からの復興だとかというようなことで何かすごくいろんな工事が行われて、建設工事をやったりとかということで景気がよくなっているとか、そんなようなこ

とがテレビ、マスコミでよくそういう報道がされているんですけども、この地域における地域経済については、皆さんはどのような印象を持っておられるでしょうか。やっぱり業種によっては景気がいい、もうかっているんだとか、あるいはこの業種はだめだとか、そういったような感想があればお聞かせいただきたいと思います。

- 陳述人（千田） 江南市さんでも小規模企業振興基本法に基づいて、地域経済をどうするかということは論議されながら条例制定が聞くところによると進行しているということなんですけれども、地域の経済で一部景気がどうのこうのという話があるかもしれませんが、やっぱり私たちが関係する5人以下とか、そういう家族経営者、本当に小企業さんの話なんですけれども、仕事がない。それから年齢が高くなって、跡取りがいなくて自分たちの仕事が後に伝わっていかない。私1代で終わりだよというところが多いんですね。そういう人たちの状況を見たときに、本当にその地域でそういう業態、業種が必要ないかという、やっぱり必要があるんじゃないかと。

例えば、町場での建築屋さんでいうと、新築工事がなくなってきたよと。大手ハウスメーカーがずうっと見えるので、自分たちの新築の仕事がないよと。あるとしても修繕、リフォームの造作と、そういう話で、なかなか利益が乗るような状況ではないということとあわせて、こんな状況だったら子供たちに跡を継がせるというわけにいかないよと。鉄工場にしてもそうなんですけれども、必要な技能、技術をどうやって承継、継続していくかということが、その地域としては宝だと思うんですよね。そういう宝をどうやって残していくかということもあわせて検討していく中で地域経済を考えていかないと、なかなかその地域の活性化というのは望めないんじゃないかと思うんですよ。

そういう意味でいうと、今私たちの周りでは、本当に生活とか、あるいは税金負担が重くて厳しい生活がされているわけなんですけれども、そういう中でやっぱり行政も含めてなんですけれども、景気をよくする、地域経済を立て直すということに尽力いただきたいなあと思います。

言われたように、私の印象としては地域経済の中でいうとやっぱり厳しいということで、東京オリンピックのそういう臨時的な景気とか、あるいはこ

の前の自然災害で一時的に忙しい業態はあるかもしれませんが、そういうのがなくなって平常時になればなかなか生活、営業を継続していくということが本当に困難な状況ではないかなあというふうに思っています。

○委員長　ほかに質疑ございますでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

　　陳述人の皆さんは傍聴席のほうにお戻りください。

　　これより審査を行います。

　　御意見はございませんでしょうか。お一人ずつ御意見をいただければと思います。

○東委員　　たまたま今回、こういう意見書の採択を求める声が出していただきましたし、御承知のように議会ではたまたま私が一般質問の中で、8%に2014年に引き上げられて、江南市政でどうでしょうかという話もしたわけですけど、現実には私自身が経験する中でも、ちょっと年金についてはなかなか複雑ですけど、声を聞く限りはどんどん下げられていますよという声もありますけど、実際には医療制度も、窓口負担が本来70歳は1割にならないかるところを2割に上げますよと言って、当初はそうするとえらいことになるということで順番に上げていったわけですけどね。ずるずると上げていったというやり方で、その2割を到達させるという方法もとりましたし、介護保険も私が議員になるちょうどぐらい、その後ぐらいから介護保険制度ができましたけど、当初は老老介護だとか女性の方が仕事をやめて介護に携わらなくてはならないというのをなくしようという形で、国民全体で介護制度のきちっと守りましょうという趣旨で私は介護保険制度はできたと思っておりましたけど、残念ながらそういうふうにならなくて、結局は高齢者の皆さんの負担も上がれば、なかなかサービスを利用できないということも依然として残りましたし、残念ながら保険料を払っていても保険制度から外されるということまで国がやろうとしていますから、そういう点では消費税は一体どこへ行ってしまったのかなあというのが実感としてあるわけでありますね。この4年間を見ただけでもそういう思いがいたしました。

この上、さらに10%ですから、私自身は市内をいろいろ飲食店だとかいろんな小売業者とも話をする機会がありますが、本当に仕事がやっつけられるのかという声も率直に聞かされます。本当に厳しい消費状況だなあという思いがありますけど、新たな制度が、10%に上げられると、先ほど陳述の方からも対策として2兆円規模のを国が考えているという趣旨説明もありましたけど、実際に軽減税率という宣伝はされるけど、要は複数税率で8%のまま残して10%があるだけよということだと思いますから、食料品によっても外食と買うのとはまたそこに差が出るだとか複雑な形態もあるし、いろんな対策も考えられていますけど、本当にそれがどれだけ効果を発揮するとはとても思えないような、むしろ負担ばかりがふえて、余分なお金も逆に政府が使わなくちゃならんんじゃないかという思いがいたします。

そんなことをわざわざすることなら、別にこのままで引き上げずにやればいいじゃないかという思いがいたしますので、それに本来の税金の集め方として、私は消費税という形ではなくて、きちっと応能負担という声が出ましたけど、それに基づいた税制度が確立されなければならないと思いますし、最大の問題はやはり国民全体の収入がふえるような経済対策をきちっと行って、国民全体が税金をきちっと納めて国を豊かにするというにしたいと思いますので、ぜひこういう思いを採択していただければなという思いであります。

○牧野委員　私は、法人税も日本は高いです。それから個人所得税も高いです。そして、高福祉・高負担ということが必要だと私は思っております、北欧、フランス、ヨーロッパ関係を見ていると、消費税は25%から20%です。そして一部軽減税率がありますから、食料品は安くありますけれども、実際はそういった中で福祉を充実させてきているということが現実でございます。

日本が8%で、上げたくはないんです。基本的には上げないほうがいいという気もあるんですが、しかし景気を下げてまで上げるのは本当に難しい。だから上げられるタイミングが物すごい難しいんですが、法人税も個人所得税も、それから消費税も、世界の趨勢から見て、私はこうして毎年毎年借金を積み上げていく政府の財政運営、プライマリーバランスを黒字にしていく

ということから考えて上げざるを得ないという考えがありまして、やはり政治に携わる者は痛みを伴う改革もするべきだと思いますので、この意見の内容に対しては心情的にはよくわかるんですけども、大きく見ると難しいなあというふうに考えまして、この採択は反対でございます。以上です。

- 藤岡委員　私も基本的には牧野委員と考え方が似ているんですけども、大企業や大資産家に増税をするという形になると、大企業が国際競争力がなくなってしまうとか、大資産家においては海外に行ってしまう、転住してしまう。モナコ公国なんか税金ゼロですけども、F1レーサーなんかモナコ公国に国籍を移してしまうと。そういうふうな形で、だったらこのぐらいのお金だったら日本に住み続けて払ってもいいやというような、やっぱりそのぎりぎり難しいところがありますが、今北欧という話が出ましたが、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、全部消費税25%で社会福祉国家の先進事例だと私は思っています。

今、世の中というのはそちらのほうに向かっていくのかなあというような、私は思いを持っています。スウェーデンなんかでも、国民が最終的には自分が困ったら医療費は無料、または例えば教育で大学卒業まで教育費を無料とか、そういう形で、今日本の少子・高齢化で子供を大切にしていかなきゃいけない。その子供たちにかかる医療費だとか、または教育費をできる限り国民全体で支えていくというような政策も必要かなあというふうに思っていますので、そういった意味では応能負担という言葉も出たんですけど、応能負担をこれ以上強めていくと、本当に大企業の国際競争力がなくなって大企業がそれこそ倒産して潰れていってしまう。日本国外に行ってしまう。それで日本国内に税金をそれこそ納めなくなる。そういう形にもなってしまいますので、やはりそういった国際競争力もつける、そういった意味では消費税が8%から10%になるのは、自分としてはしようがないかなあというふうに思っております。以上です。

- 古田委員　今回の消費税の使い道は明確でありまして、福祉と教育の財源に裏づけるということが明確になってきております。

これの背景には、先ほど牧野さんから言われましたけれども、世界で最たる高齢化のナンバーワンが日本なんですね。高齢化率が23%ということで、

世界の平均が8%にもかかわらず日本は本当に高齢化が進んでいると。そう
いった中でやっぱり子育て支援をしていく。幼児教育の無償化というものに
充てて、たくさん子供を産んでいただいて、将来の日本を支えていていただ
かなきゃいけない。

その中に、1990年当時は5人の若者で1人の高齢者を支えていた。それが
現在はもう3人で1人、将来は1人で1人を抱え込まなきゃいけないという
時代背景があって、それで消費税の増税になったと思って、私はこれはある
べきことだと思います。

世界を見ると、やっぱりイギリスでも20%とか消費税を取っております。
公明党が訴えてきたのは軽減税率で、ふだんの買い物をされるものについて
は消費税は8%にとどめるべきだということを主張してまいりましたので、言
われる文章にはいろいろ御意見はあると思いますけれども、私はちょっとこ
の意見には賛成しかねるということでございます。

○東原委員 私、この請願の内容に本当におっしゃるとおりだなと思います
し、増税するタイミングも、景気拡大期間が今戦後最長だったか何位だった
か忘れましたが、アメリカも含めて、今19年目か。平均5年間の景気拡大
期間の中で今9年目と。戦後、例外の期間で、もしかしたらもうすぐアメリ
カの経済の景気の息切れがしてくるということが言われておりますし、今月
のFRBの理事とかの発言でも、金利の逆イールドカーブ現象が起こるかも
しれないと。それが起こったら、今のところデータ的にはその数年後には景
気のリセッション、景気後退期間が起こる、それが2019年、2020年あたり
に来るかもしれないということが叫ばれる中で、増税のタイミングがちょっと
悪いかなど。

その景気後退のタイミングとちょっと重なるかもしれないと言っている中
で、タイミングが悪いと思いますが、一方、日本は来年10月から保育料無償
化もしていきます。ただこれは3歳児以上だけでありまして、これからゼロ
歳から2歳児も無償化にしていかなければいけない。また保育園だけじゃな
く、基本的には教育費は、かかるものは一切、給食費、こういったものもど
んどん無償化していかなければ、藤岡さんもさっき言われましたけどヨーロ
ッパのように高福祉にしていくためには、低福祉・高負担というのは絶対あ

り得ないわけでありますから、そういった高福祉にするためにはそれ相応の負担を日本もしていかなければいけないと思っておりますので、8%から10%にしていくというのは、そういった趣旨においては私は賛成だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 伊神委員　この文章で4行目に、低所得者ほど負担の重い消費税を社会保障や教育の予算に充てること自体間違っているということですがけれども、本当に何が大事かといって、この社会保障、教育、これはじゃあどこから持ってくるのかということがちょっとこの文章を読んでおって私はひっかかるころでございます。

私は、とにかく所得というのが今本当に低いですね。だから前、田中角栄が所得倍増論ということをやって、所得をどんどん上げれば全て回転されて、購買力も高め地域の経済が活性化、内需主導に転換する経済政策と。ところが今、最高の利益を上げて企業はバブルの崩壊した怖さで会社自体がためるだけですね。人には与えないというのが、まだまだこれがネックになっているんじゃないかと。昔は、そのときは企業は人なりということで、どんどんもうかればその分社員に給料を上げてということで全部うまく回転していましたが、今社員には上げないから、幾らもうかっておっても。それが全部低迷でこういう現象をしてきて、私もそこは腹立たしく思うんですけども、すぐにはこれは変えられない。

じゃあ当面、今の現時点どうするか。ちょこっとでも社会保障、教育というのに何とかして当面乗りかえるにはこの消費税8%を10%に上げるとしかやりようがないんじゃないかというふうに考えております。だから、全面賛成というより、今はもう仕方がないと、これをやって。もっと国自体の考え方を変えて、もっと所得が上がるようにというのが一番大きな、やってくれば転換と思って考えておりますので、現時点においてはこの8%を10%に上げることに對しては賛成です。

- 山委員　請願の趣旨に、消費税の増税は教育や社会保障のために使うというふうに言いながらというふう書いてありますが、安倍政権になりまして最近よく使われる言葉が、全世代型の社会保障という言葉が出てくるんですね。ただ、その言葉自体、私は非常に違和感を持っておりまして、子育てで

すとか子供の教育といったものがいつから社会保障の対象になったのかなどということなんです。

社会保障というのは、もともと何か。普通に健全に生活をしていて、健康に生活をしていて、あるとき例えば病気をしたりけがをしたり、労災に遭ったりとか、介護が必要になって寝たきりになったりだとか、人生において発生するリスクに対応するのが社会保障制度の基本だというふうに思っております。子育てだとか子供の教育というのは私はリスクというふうには思っておりません。そういうことをするのであれば、子供の教育とか子育ての費用をどうするのかということを考えてとき、私は必ずしも消費税でやる必要はないと考えております。

先ほど、請願者の方のお話にありましたけれども、法人税の減税分の穴埋めに実際消費税が使われておりますし、1989年の消費税の導入時と比べますと、消費税の税収は14兆円ぐらいふえてきております。その一方で、法人税が7兆円近くも減税ということになっておりますので、やはり私は消費税の税率を引き上げても、実際のところ法人税の減税の穴埋めであったり、半分は財政の再建のために充てられることになりますので、結局、社会保障だとか子育て、教育だとかということに十分に使われなと思いますし、結局増税になってくると私は思っております。

それから、北欧型の社会福祉とか北欧型の国家というような話が先ほど皆さんからも出ておりますけれども、去年の春にちょっと市民団体のスタディツアーで私、フィンランドとデンマークに出かけて、環境だとか教育だとか福祉の現場も見学をさせていただいたんです。確かに消費税は物すごく高く、ペットボトル1本の水でも400円ぐらいするんですよ。日本だったら1本100円ですよ、消費税込みで。でも、どうしてそれだけ高い税金を払っているのかというと、やっぱり政府だとか政治に対する信頼があって、社会保障をどうするのか、教育や子育てをどうするのかという国民的な合意があって、皆さんおおむね喜んで税金を払っているんです。

でも、日本は今そういった状況にないですし、今申し上げたように財源をほかに求めれば私はあると思っております。法人税の減税の問題ですとか、こちらの請願に書いてあるような一定の資産や所得のある富裕層の方にお願

いをするとか、そういうことをまずやっていくべきだと思います。

ですので、今回の請願については賛成ということで、採択していただきたいと思います。

○委員長　それでは、皆さんの御意見を頂戴いたしました。

これをもって御意見をいただく機会を終結とさせていただいて、請願第22号について、採決をさせていただきたいと思います。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長　挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

それでは、暫時休憩をいたします。

再開は1時10分をお願いをいたします。

午後0時00分　休　憩

午後1時09分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁保留となっておりました議案第81号　江南市一般会計補正予算（第7号）、消防本部消防署の案件についての答弁を求めます。

○消防長　申しわけございません。貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど、午前中保留をさせていただいておりました東委員のお答えに關しまして、署長のほうから説明させますのでよろしく願いいたします。

○消防署長　防火水槽の取り壊しは、通常、コンクリートを破砕するものですが、耐震性防火水槽の場合、つなぎ合わせた鉄の棒を切断し6つのブロックに分け、そのままつり上げ処分するものでございます。給水管の撤去は、その附帯工事として含まれるもので、両方合わせて約100万円となるものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長　よろしいですか。

それでは、ほかに質疑はございませんでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長　それでは、以上をもちまして質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 10 分 休 憩

午後 1 時 10 分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第81号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了をいたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題といたします。

報告書につきましては、タブレット端末に配信をしております。御確認をいただければと思います。

これは去る10月16日から18日までの間、兵庫県豊岡市、朝来市、奈良県橿原市を行政視察させていただいた報告書でございます。この報告書について、皆様から御意見がございましたら委員会の所管として報告書に反映をさせたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

何か御意見などございましたら、よろしくお願いをいたします。いかがでしょうか。

特によろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 それでは、特に御意見もないようでございますので、このまま今定例会において資料提出をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で本日の委員会の議題は全て終了をいたしました。

これにて総務委員会を閉会させていただきます。

午後 1 時13分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 幅 章 郎